

特別休暇等

種類	内容・期間	
病気休暇	180日（週休日、休日等含む。）の範囲内 ※うち有給 私傷病 10日（勤務日のみ。【任期が6月以上又は6月以上継続勤務】かつ【年48日以上勤務】に限る。） 公務傷病 30日（週休日、休日等含む。）の範囲内 長期傷病 30日（連続10日以上療養が必要な傷病による場合、週休日、休日等含む。【任期が6月以上又は6月以上継続勤務】かつ【年48日以上勤務】に限る。）	有給 ・ 無給
夏季休暇	1年の内6月～10月において5日の範囲内の期間（任期・勤務日数等に応じて付与） ※任期が6月以上又は6月以上継続勤務に限る。	有給
結婚	7日以内（週休日、休日等を含む連続する10日を超えない範囲内） ※挙式日、入籍日又は同居開始日の7日前から6月を経過するまでの範囲内の期間	有給
不妊治療休暇	不妊治療に係るもので12日の範囲内の期間又は時間 ※【週3日（又は年121日）以上勤務】に限る	有給
妊娠中又は産後の保健指導・健康診査	必要と認められる時間	無給
妊娠中の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりに1日1時間以内の時間	無給
産前産後休暇	産前6週間以内（多胎は14週間）、産後8週間を経過するまでの期間 産後6週間を経過した職員が届け出た場合は、期間を短縮することができる	有給
出産補助休暇	男性が、配偶者が出産のため病院に入院する等の日から産後2週間を経過するまでの期間内で2日の範囲内の期間又は時間※【週3日（又は年121日）以上勤務】に限る	有給
育児専念休暇	男性が、配偶者の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前から出産日以後1年までの期間内で、当該出産に係る子又は小学校就学前の子（配偶者の子を含む。）の養育に係るもので5日の範囲内の期間又は時間 ※【週3日（又は年121日）以上勤務】に限る	有給
育児休業	子が1歳に達するまでの範囲内の期間（最長2歳に達するまで延長可能） ※【週3日（又は年121日）以上】かつ【子が1歳6月に達するまでに任期満了しないこと】	無給
育児時間	子が1歳に達するまでの範囲内で1日2回それぞれ30分以内の時間 ※配偶者が取得している場合はそれぞれ30分から配偶者が取得している時間を差し引いた期間	無給
部分休業	子が3歳に達するまでの範囲内で1日2時間以内の時間 ※【週3日（又は年121日）以上】かつ【1日6.25時間以上勤務】に限る	無給
家族看護等休暇	父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子の看護、子の学校の休業等に伴う世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすること又は小学生以下の子の介助（※健康診断、予防接種等疾病の予防）に係るもので5日（子が2人以上は10日）の範囲内の期間又は時間 ※【週3日（又は年121日）以上勤務】に限る	有給
介護休暇	3回を超えず、通算93日を超えない範囲内の期間 ※【週3日（又は年121日）以上】かつ【期間の初日から93日+6月経過する日までに任期満了しないこと】	無給
介護時間	3年の期間内において1日2時間以内の時間 ※【週3日（又は年121日）以上】かつ【1日6.25時間以上勤務】に限る	無給
要介護者の介護	要介護者の介護その他世話に係るもので5日（要介護者が2人以上は10日）の範囲内の期間又は時間※【週3日（又は年121日）以上勤務】に限る	有給
忌引	親族の続柄に応じて10日以内の連続する期間	有給
健康管理(生理)休暇	各周期につき2日まで	有給
現住居の滅失等	1週間の範囲内で必要と認められる期間又は時間	有給
骨髄移植のための登録、提供等	必要と認められる期間	無給
・感染症まん延防止交通制限等 ・災害又は交通機関事故等による出勤困難/危機回避 ・裁判員等官公署出頭 ・選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間又は時間	有給